

(1) 利用料（保育料）等について

利用施設・事業【※1】	利用料（保育料）の無償化内容（年齢区分別）			申請書類の配布
	0歳児～2歳児	満3歳児【※2】	3歳児【※3】～5歳児	
保育所（豊山町立保育園） 認定子ども園 地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）	市町村民税非課税世帯のみ無償		無償	
就学前の障害児の発達支援				申請不要
新制度移行幼稚園		無償		
新制度未移行幼稚園（天使幼稚園等）		月額上限25,700円まで無償		幼稚園
幼稚園、認定子ども園（幼稚園型）の預かり保育【※4】【※5】	市町村民税非課税世帯のみ 月額上限16,300円まで無償	月額上限11,300円まで無償		幼稚園 認定子ども園
認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、病児保育事業【※4】【※5】	市町村民税非課税世帯のみ月額上限42,000円まで無償	月額上限37,000円まで無償		町子ども応援課 (役場1階5番窓口)

※豊山町立保育園の延長保育料と私的契約児の保育料は無償化の対象外です。

(2) 給食費（副食費）について

利用施設	副食費の無償化内容（年齢区分別）			申請書類の配布
	0歳児～2歳児	満3歳児【※2】	3歳児【※3】～5歳児	
保育所（豊山町立保育園）	これまでどおり保育料の一部として徴収		月額4,700円 ※ただし、「年収360万円未満相当世帯」と「全所得階層の第3子以降（18歳未満の子どもが3人以上いる世帯で3人目以降の子ども）」は無償	申請不要
新制度未移行幼稚園（天使幼稚園等）		施設の設定した金額 ※ただし、「年収360万円未満相当世帯」と「全所得階層の第3子以降（小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウント）」は月額上限4,800円まで無償		幼稚園 (無償の場合)

※その他の施設については、各施設にお問合せください。

【※1】所在市町村の「確認」を受け、市町村が公示した施設・事業に限ります。

【※2】満3歳になってから最初の3月31日までの間の子どもです。

【※3】満3歳になって最初の4月1日を迎えた子どもです。

【※4】認可保育所等に入ることでできない方に対する代替的な措置として、「預かり」を利用した場合に限ります。

【※5】無償化の対象となるには、町から保育の必要性の認定を受ける必要があります。

認定を受けるには、保護者のいずれもが保育必要理由（就労：月60時間以上、妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護、求職活動、就学等）に該当する必要があります。